

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで

昭和44年ごろ国民年金に加入し、父と一緒に集金人に納付していたと思うが、未納となっている。納付しているので記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所保管の特殊台帳から、申立人が、昭和48年6月1日にA市町村から実家のあるB市町村へ住所異動した旨の住所変更手続が行われたことが確認でき、申立期間②の直前3か月の保険料はB市町村で納付されたとすることが推認できる。

また、当時同居していた申立人の父親が、申立人の保険料を申立人から引き継いで納付できなかったとする事情も見当たらず、申立人の主張どおり、申立人の父親がB市町村役場委託の集金人に保険料を納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人の父親は、昭和44年度から国民年金保険料の納付を開始してその後は完納しており、申立期間②においても、保険料は納付済みとされている。

加えて、B市町村役場では、当時、市町村の委託した推進員が保険料を集金していたと回答している。

一方、申立期間①については、申立人は、A市町村からB市町村に昭和47年12月25日に住所を異動しているが、異動後国民年金の住所変更手続を48年6月1日まで行っておらず、申立期間①において、申立人が国民年金保険料をB市町村の集金人に現年度納付することは困難である。

また、申立人が申立期間①について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶もあいまいである上、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和19年6月17日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月から19年9月まで

社会保険庁の記録では、私がA事業所で厚生年金保険に加入した時期が、事務職が厚生年金保険の適用対象となった昭和19年10月1日とされている。

しかし、私は、小学校を卒業後、B事業所に勤め、その後、昭和18年1月からはA事業所に職場を変えて、事務職ではなく旋盤工として20年8月まで勤めていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月17日と記録されている。

一方、申立人は、A事業所への入社について、B事業所の同僚と一緒に異動したと主張しているが、旧台帳によれば、同僚のB事業所での資格喪失日は昭和19年5月19日であることから、申立人が同僚と一緒にB事業所からA事業所へ異動した時期は、19年5月から6月ごろと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和19年6月から同年9月までの申立人の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、90円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 21 日まで  
申立期間について脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。制度の内容も知らないし、支給決定された昭和 42 年 12 月 7 日には国外で生活しており脱退手当金を受給できない状況であった。また、家族や事業所からそういった話は聞いたこともなく、脱退手当金支給済みとなっている記録はおかしいので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金について、事業主は、脱退手当金の代理請求はしていないと回答している。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 6 月 9 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定される前の昭和 42 年 10 月 20 日に海外へ出国し、53 年 5 月 22 日まで帰国していないことがパスポートから確認でき、その当時、申立人は脱退手当金を受給できる状態ではなかったと推認されることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年12月までの期間及び46年1月から47年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年12月まで  
② 昭和46年1月から47年10月まで

申立期間①においては、A市町村内にあったB事業所の社宅に住んでおり、3か月ごとに婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②においては、C市町村内の社宅に在住しており、C市町村役場のD出張所において保険料を納付していた。昭和61年の3号被保険者届出時に、夫の会社を通じて社会保険事務所に提出し返却されなかった古い年金手帳には申立期間の保険料の納付記録が残っていたはずなので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳の記号番号は、昭和47年11月にC市町村において任意加入として払い出されており、その時点で、未加入期間であった申立期間の保険料は納付することができない上、ほかに申立期間の保険料を納付することができる別の記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人は国民年金の第3号被保険者届出時に社会保険事務所へ古い国民年金手帳を提出し新しい手帳を交付されたとしているが、現在申立人が保管している年金手帳には昭和47年11月に払い出された記号番号が記載されており、返却されなかったとする古い国民年金手帳に申立期間の納付記録があったとも推認し難い。

さらに、申立期間②において、申立人は、当初、銀行の窓口で保険料を納付していたと主張していたが、申立期間②当時、C市町村では銀行からの保険料納付を開始しておらず、その後、申立内容は市町村役場の出張所で納付してい

た記憶があると変更されたものの、申立人の保険料の納付方法や加入状況、住所移転手続等に係る記憶はあいまいであり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から49年3月まで

昭和49年3月までは、夫の実家で夫の家族とともに繊維工業所を営んでおり、私たち夫婦の国民年金保険料は、夫の母又は社長である夫の兄が納付してくれていました。

昭和49年4月に、私たち夫婦が独立したときに、「さかのぼって、ちゃんと払ってあるから」と言われて、社長から夫と私の国民年金手帳を渡されたので、申立期間については未納になっているはずがなく、年金記録の訂正を希望します。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、義母又は義兄が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の義母又は義兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月30日に払い出されており、その時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、この時期は第2回特例納付期間に該当するが、特例納付したことをうかがわせる関連資料及び証言も得られない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 3 日から 42 年 2 月まで

私は、昭和 41 年 2 月から 42 年 6 月まで、ダンプカーの運転手として A 事業所に勤めていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けている。当時は、毎日勤務しており、申立期間に一旦仕事を辞めたということはない。勤めていたことを確認できるような書類も無いが、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間においても申立ての事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所における申立人の被保険者原票には、申立期間直前の昭和 41 年 8 月 2 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、同年 9 月 8 日付けで健康保険証を返納した記録が記載されている。

さらに、当該事業所は既に廃業し、事業主も他界しており、事業主の妻や当時の同僚からも、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られなかった。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 43 年 11 月 29 日まで

申立期間について記録を照会したところ、昭和 44 年 3 月 7 日に脱退手当金が支給されているとの回答があった。出産、育児のため退職をしたが再び働く予定であったため脱退手当金の請求を行うはずがない。脱退手当金については受け取った記憶がないので、申立期間を厚生年金保険の年金額に反映するようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年ごろから35年ごろまで  
② 昭和45年ごろから51年7月ごろまで

昭和32年から平成2年までの厚生年金保険加入期間について照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間①においては、A市町村のB事業所敷地内でC事業所に勤務し事務員をしていた。また、申立期間②においては、A市町村内にあったD事業所の代理店で事務員をしていた。

長い間、苦労して働いて厚生年金保険の保険料を掛けてきたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立ての事業所と同名称であるE事業所は、申立人との雇用関係の記録は無く、B事業所敷地内又はA市町村内及びF郡内で当時営業を行っていた事実は確認できないと回答している。そのほか、申立ての事業所と名称の似たG事業所及びH事業所においても、申立人が申立期間に勤務していた事実は確認できない。

また、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、申立期間①において勤務していたと申立人が供述する事業所の所在が確認できない。

さらに、B事業所の下請け企業を統括するI事業所に確認しても、当時の資料は保管されておらず、申立ての事業所に係る有力な情報は得られない。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張するD事業所は、申立期間当時A市町村内に営業所を有しておらず、社会保険事務所が保管するD事業所J営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない。

また、D事業所は、保存期限が過ぎているため当時の代理店の資料は無いと回答しており、申立人が記憶する当時の同僚からも申立期間の保険料控除をうかがわせる有力な供述は得られない。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年9月11日まで

社会保険事務所からの回答では、厚生年金保険に加入した期間が昭和36年3月21日から同年12月1日までと、37年9月11日から38年6月11日までとなっていますが、私は、33年ごろからA事業所B支店で収金員として勤務し、36年3月21日に厚生年金保険に加入しました。その後、36年12月に新設されたばかりのA事業所C支店でミシンの販売をすることになり、38年6月に退職するまでずっと同支店で勤務していました。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めて下さい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所C支店に勤務していたことは、申立内容、同僚の供述及び提出資料等から推認することができる。

しかし、社会保険事務所保管の同支店の厚生年金保険被保険者名簿（原票）には欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によると、同支店は昭和37年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その当時在籍していた被保険者の記録から、同日付けでA事業所D地方部で厚生年金保険が適用されたものと考えられるため、社会保険事務所保管の同地方部の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当時のA事業所C支店の責任者だった者は、セールスの者は厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、申立期間に申立人と同様に同支店でセールスをしていた同僚2名も、同期間、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

加えて、A事業所C支店は、昭和37年5月1日付けで厚生年金保険の適用

事業所でなくなっているため、申立人が申立期間について厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。